

令和2年度荒牧町子ども会育成会事業計画(案)

(案素)(月01~月1)委実千会組育会よち千個対荒 更平S団会

3月	令和2年度子ども会・育成会総会(3月29日)	荒牧公民館
4月		
5月	のびゆくこどもの集い(5月10日)	桃川小学校 校庭
	第1回廃品回収(5月17日)	荒牧中央・自性寺公園
6月	第1回インリーダー講習会(6月14日)	南橋公民館ホール
	第2回インリーダー講習会(6月20日)	冒険遊び場
	市子育連育成研究会(6月21日)	前橋市総合福祉会館
7月	夏休みラジオ体操(7月下旬)	荒牧中央・自性寺公園
8月	荒牧町納涼祭(8月1日)	下宿公園
	冒険遊び場(8月8日)	冒険遊び場
	※6月~9月に実施。荒牧町の当番日は8月8日	
	第2回廃品回収(8月23日)	荒牧中央・自性寺公園
	南橋地区書画展(8月29日~30日)	南橋公民館
9月	荒牧町運動会(9月13日)	荒牧小学校 校庭
10月	南橋地区市民運動会(10月18日)	南橋中学校 校庭
11月	荒牧町文化発表会(11月上旬)	荒牧公民館
	子ども会旅行(11月7日)	東京ディズニーランド
	前橋市書画展(11月18日~22日)	前橋市総合福祉会館
	南橋地区子ども会上毛かるた大会(11月23日)	南橋公民館ホール
12月	第3回廃品回収(12月6日)	荒牧中央・自性寺公園
	クリスマス会(12月12日)	荒牧公民館
1月	冬の教室(上毛カルタ大会)(1月16日)	荒牧公民館
	前橋市上毛カルタ大会(1月24日)	宮城体育館
2月	第4回廃品回収(2月14日)	荒牧中央・自性寺公園
3月	南橋地区スケート教室(3月6日)	県アイスアリーナ
	令和3年度子ども会・育成会総会(3月28日)	荒牧公民館

※日付・会場は現段階での予定であり、変更になる場合があります。

荒牧町子ども会育成会会則

第1条 本会は、荒牧町子ども会育成会と呼び、事務所を会長宅に置く。

第2条 本会は、荒牧町の小学生・中学生がいる家庭を会員とし、子ども会の活動しやすい環境の形成を図り、会員相互の協力により、子どもの健全育成に寄与することと目的とする。

第3条 本会には、次の役員を置く。役員は、荒牧町子ども会育成会会員の保護者の中から選出し、毎年4月の総会に於いて決定する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 役員による持ち回り制とする
- (4) 会計 若干名
- (5) 会計監査 3名
- (6) 専門部員 若干名

第4条 専門部は、次の各部を構成し、企画立案を行う。

- (体育部) ラジオ体操 納涼祭 その他
- (文化部) 書画展 かるた大会 その他
- (指導部) 子ども会旅行 クリスマス会 その他
- (厚生部) 廃品回収 夏の教室 その他

なお、育成会関連の資料の配布、廃品回収、ラジオ体操、夏の教室、納涼祭、町内運動会については全役員で担当する。

第5条 地区委員長は、荒牧町の児童保護者全員が対象となる。

除外対象は（育成会に入会している人、体協役員、荒牧桃川小学校でない人）とする。

なお、選出が困難、対象者がいない場合は、育成会会員の保護者から選出することとする。

登校班編成などの関連書類、資料の配布、取りまとめは、荒牧町の児童保護者全員が対象となり、一事案として、登校班班長の保護者が行うこととする。

第6条 本会に、役員推薦された顧問、専門委員及び相談役を置くことができる。

第7条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 子ども会会員の中で、優秀な成績（スポーツ、文化等）を修めた者に対し、役員会で協議し、表彰することができる。

第9条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条 本会の会費は、会費、廃品回収奨励金、助成金および寄付でまかなう。

会費の額と徴収は、毎年4月の総会で決定する。

ただし、同時期に子ども会会員が3名以上いる場合、3人目以降は徴収しない。

また、育成会クラブ員からも会費を徴収する。

第11条 本会は、毎年4月に新旧役員及び会員による定期総会を行い、前年度の事業報告、決算及び当年度の事業計画、予算を決定し、会員に知らせる。

第12条 本会の会則は、昭和56年4月1日より実施する。

- (附則) 平成11年4月1日一部改正
- 平成15年4月6日一部改正
- 平成16年4月6日一部改正
- 平成17年4月3日一部改正
- 平成20年4月6日一部改正
- 平成21年4月5日一部改正
- 平成25年4月7日一部改正
- 平成29年4月2日一部改正